



4月23日(日)午前1時17分頃、神奈川県<sup>1</sup>の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、道路上に座り込んでいた歩行者をはねた。  
この事故により、歩行者が死亡した。

### (3) 法人タクシーの衝突事故

4月24日(月)午前3時14分頃、東京都<sup>2</sup>の国道において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、交差点を青信号で直進したところ、左側から信号無視にて進行してきた車両がタクシーの左側面に衝突した。  
この事故により、タクシーの乗客が重傷を負った。

### (4) 法人タクシーの横転事故

4月24日(月)午後3時30分頃、三重県<sup>3</sup>の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、道路左側の電柱の支線に乗り上げ横転した。  
この事故による負傷者はなし。

### (5) 法人タクシーの健康起因事故

4月24日(月)午後7時44分頃、東京都<sup>4</sup>の区道において、都内に営業所を置く法人タクシーが運行中、道路脇に停車して休憩していた際、運転者が発作を起こし意識を失った。  
この事故により、運転者が死亡した。  
運転者は、心筋梗塞による心不全により発作を起こした模様。

### (6) トラックの酒気帯び事故

4月22日(土)午後0時50分頃、滋賀県<sup>5</sup>の国道において、大阪府<sup>6</sup>に営業所を置くトラックが運行中、運転者が脇見運転をしたため前方で右折待ちで停車していた軽自動車に追突した。  
この事故により、軽自動車の運転者が軽傷を負った。  
警察によると、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の現行犯で逮捕された模様。

### (7) 大型ダンプの酒気帯び事故

4月26日(水)午後4時05分頃、山形県<sup>7</sup>の市道において、福島県<sup>8</sup>に営業所を置く大型ダンプが運行中、住宅地で後退した際、道路脇のブロック塀に衝突し、そのまま立ち去った。  
この事故による負傷者はなし。  
警察によると、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の現行犯で逮捕された模様。  
その後、運転者は駆けつけた警察官により、飲酒運転の疑いで逮捕された。  
運転者は停めた車内で飲酒したと話している模様。







※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000155.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000155.html)



**【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】**

発行 国土交通省自動車局安全政策課

\* このメルマガについてのご意見は、< [jiko-antai@mlit.go.jp](mailto:jiko-antai@mlit.go.jp) >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

\* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> ）

**【参考】**

\* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

